

令和 2 年度 （ ス ） 第 2 0 0 2 3 号

名張中央公園トイレ 改修工事

図 面 リ ス ト					
A－00	図 面 リ ス ト	A－36	陸上競技場器具庫横 便所改修 平面図・展開図（現況）	M－14	陸上競技場器具庫横 便所改修 平面詳細図（現況・改修後） 給排水衛生設備
A－01	改修工事特記仕様書 1	A－37	陸上競技場器具庫横 便所改修 平面詳細図（現況・改修後）	M－15	市民プール管理棟 便所改修及び公共下水道接続 浄化槽 平面図・断面図（現況） 動給排水衛生備
A－02	改修工事特記仕様書 2	A－38	陸上競技場器具庫横 便所改修 建具改修図（現況・改修後）	M－16	市民プール管理棟 便所改修及び公共下水道接続 浄化槽 平面図・断面図（改修後） 給排水衛生設備
A－03	改修工事特記仕様書 3	A－39	市民プール管理棟 便所改修及び公共下水道接続 平面詳細図（現況・改修後）	M－17	市民プール管理棟 便所改修及び公共下水道接続 平面詳細図（現況・改修後） 給排水衛生設備
A－04	改修工事特記仕様書 4	A－40	市民プール管理棟 便所改修及び公共下水道接続 展開図（現況） 1	M－18	排水縦断図－1
A－05	改修工事特記仕様書 5	A－41	市民プール管理棟 便所改修及び公共下水道接続 展開図（現況） 2	M－19	排水縦断図－2
A－06	改修工事特記仕様書 6	A－42	市民プール管理棟 便所改修及び公共下水道接続 展開図（改修） 1	M－20	排水縦断図－3
A－07	改修工事特記仕様書 7	A－43	市民プール管理棟 便所改修及び公共下水道接続 展開図（改修） 2		
A－08	解体工事特記仕様書 1	A－44	市民プール管理棟 便所改修及び公共下水道接続 浄化槽・平面図・断面図（現況）		
A－09	解体工事特記仕様書 2	A－45	市民プール管理棟 便所改修及び公共下水道接続 浄化槽 平面図・断面図（改修後）		
A－10	位 置 図				
A－11	全 体 配 置 図	E－01	電 気 設 備 特 記 仕 様 書		
A－12	勤労者福祉会館棟 便所改修及び公共下水道接続 配置図 兼 仮設計画図	E－02	勤労者福祉会館棟 便所改修及び公共下水道接続 1階便所平面詳細図（現況・改修後） コンセント設備		
A－13	勤労者福祉会館棟 便所改修及び公共下水道接続 内 部 仕 上 表	E－03	勤労者福祉会館棟 便所改修及び公共下水道接続 1階便所平面詳細図（現況・改修後） 電灯設備		
A－14	勤労者福祉会館棟 便所改修及び公共下水道接続 1階平面図（改修後）	E－04	勤労者福祉会館棟 便所改修及び公共下水道接続 2階便所平面詳細図（現況・改修後） コンセント設備		
A－15	勤労者福祉会館棟 便所改修及び公共下水道接続 2階平面図（改修後）	E－05	勤労者福祉会館棟 便所改修及び公共下水道接続 2階便所平面詳細図（現況・改修後） 電灯設備		
A－16	勤労者福祉会館棟 便所改修及び公共下水道接続 1階便所平面詳細図（現況・改修後）	E－06	陸上競技場器具庫横 便所改修 平面詳細図（現況・改修後） 電灯設備		
A－17	勤労者福祉会館棟 便所改修及び公共下水道接続 2階便所平面詳細図（現況・改修後）	E－07	野球場横便所 改修及び公共下水道接続 平面詳細図（現況・改修後） 電灯設備		
A－18	勤労者福祉会館棟 便所改修及び公共下水道接続 便所展開図 1（現況・改修後）	E－08	市民プール管理棟 便所改修及び公共下水道接続 浄化槽 平面図・断面図 動力設備		
A－19	勤労者福祉会館棟 便所改修及び公共下水道接続 便所展開図 2（現況・改修後）	E－09	市民プール管理棟 便所改修及び公共下水道接続 平面詳細図（現況・改修後） 電灯設備		
A－20	勤労者福祉会館棟 便所改修及び公共下水道接続 便所展開図 3（現況・改修後）	E－10	市民プール管理棟 便所改修及び公共下水道接続 平面詳細図（現況・改修後） コンセント設備		
A－21	勤労者福祉会館棟 便所改修及び公共下水道接続 便所展開図 4（現況・改修後）	E－11	夏見廃寺前便所棟 改修及び公共下水道接続 平面詳細図（現況・改修後） 電灯設備		
A－22	勤労者福祉会館棟 便所改修及び公共下水道接続 浄化槽 平面図・断面図（現況）				
A－23	勤労者福祉会館棟 便所改修及び公共下水道接続 浄化槽 平面図・断面図（改修後）	M－01	機 械 設 備 特 記 仕 様 書		
A－24	勤労者福祉会館棟 便所改修及び公共下水道接続 平面詳細図（現況・改修後）	M－02	図示記号・機器・器具表		
A－25	野球場横便所 改修及び公共下水道接続 展開図（現況）	M－03	勤労者福祉会館棟 便所改修及び公共下水道接続 浄化槽 平面図・断面図（現況） 給排水衛生設備		
A－26	野球場横便所 改修及び公共下水道接続 展開図（改修）	M－04	勤労者福祉会館棟 便所改修及び公共下水道接続 浄化槽 平面図・断面図（改修後） 給排水衛生設備		
A－27	野球場横便所 改修及び公共下水道接続 建 具 表	M－05	勤労者福祉会館棟 便所改修及び公共下水道接続 1階便所平面詳細図（現況・改修後） 給排水衛生設備		
A－28	野球場横便所 改修及び公共下水道接続 浄化槽 平面図・断面図（現況・改修後）	M－06	勤労者福祉会館棟 便所改修及び公共下水道接続 2階便所平面詳細図（現況・改修後） 給排水衛生設備		
A－29	夏見廃寺前便所棟 便所改修及び公共下水道接続 平面詳細図（現況・改修後）	M－07	野球場便所棟 改修及び公共下水道接続 浄化槽 平面図・断面図（現況） 給排水衛生設備		
A－30	夏見廃寺前便所棟 便所改修及び公共下水道接続 展開図（現況）	M－08	野球場便所棟 改修及び公共下水道接続 浄化槽 平面図・断面図（改修後） 給排水衛生設備		
A－31	夏見廃寺前便所棟 便所改修及び公共下水道接続 展開図（改修）	M－09	野球場横便所 改修及び公共下水道接続 平面詳細図（現況・改修後） 給排水衛生設備		
A－32	夏見廃寺前便所棟 便所改修及び公共下水道接続 建 具 表	M－10	夏見廃寺前便所棟 改修及び公共下水道接続 浄化槽 平面図・断面図（現況） 給排水衛生設備		
A－33	夏見廃寺前便所棟 便所改修及び公共下水道接続 浄化槽 平面図・断面図（現況・改修後）	M－11	夏見廃寺前便所棟 改修及び公共下水道接続 浄化槽 平面図・断面図（改修後） 給排水衛生設備		
A－34	陸上競技場入口横便所 解体 配置図 兼 仮設計画図	M－12	夏見廃寺前便所棟 改修及び公共下水道接続 平面詳細図（現況・改修後） 給排水衛生設備		
A－35	陸上競技場入口横便所 解体 平面図・立面図・断面図（現況）	M－13	陸上競技場入口横便所 解体 平面図（現況） 給排水衛生設備		

工事特記仕様書（改修）

I. 工事名称	名張中央公園トイレ 改修工事
II. 工事概要	
1 工事場所	三重県名張市夏見 地内
2 敷地面積	
3 工事内容	
機名称	勤労者福祉会館、中央公園内便所（４か所）、市民プール管理棟
構造	R C造 一部 S造
建築面積	
延べ面積	
工事項目	便所撤去・改修、浄化槽撤去・改修
III. 建築改修工事仕様	
1 共通仕様	
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書 令和2年8月制定版」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版（以下「改修標準仕様書」という。）」による。	

章

一般共通事項

1

適用基準等

2

施工条件

(1.3.5)

3

部分引渡し、部分使用

4

埋蔵文化財調査

5

発生材の処理等

(1.3.12)

6

建設副産物情報交換システムの利用

7

三重県産業廃棄物税

8

電気保安技術者

(1.3.3)

9

技能士

(1.6.2)

10

施工数量調査

(1.5.2)

11

調査のための破壊部分の補修

(1.5.3)

1

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
国土交通大臣官庁官庁営繕部監修（平成31年版）
2）建築工事標準詳細図
国土交通大臣官庁官庁営繕部監修（平成28年版）

2

監督員と協議し決定する。
施工可能日
・ 指定なし
・ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり
施工可能時間帯
・ 指定なし
・ 時 ～ 時
概成工期
・ 指定なし
・ 年 月 日

3

部分引き渡しあり
部分使用あり
指定部分（ ）
時 期（平成 年 月 日～ ）

4

埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。
・ 発掘調査等の実施あり
・ 発見された場合、発掘調査等の実施あり

5

本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

分別解体等の方法

工程	作業の有無	分別解体等の方法
造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用
基礎・基礎ぐい	有 ・ 無	・ 手作業 手作業、機械作業の併用
上部構造部分・外装	有 ・ 無	手作業 ・ 手作業、機械作業の併用
屋根	有 ・ 無	手作業 ・ 手作業、機械作業の併用
建築設備・内装等	有 ・ 無	手作業 ・ 手作業、機械作業の併用
その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用

・ 引き渡しを要するもの

・ 有 ()

・ 特別管理産業廃棄物

・ 有 () 処理方法 ()

・ 水銀使用製品産業廃棄物

・ 有 (・ 蛍光ランプ ・ HIDランプ ・ ())

・ 現場において再利用を図るもの ()

再資源化を図るもの

コンクリート塊

・ アスファルトコンクリート塊

・ 建設発生木材

成形板等の解体・撤去にあたっては、事前に石綿含有に係る施工調査を行う。含有が判明した等の場合、改修標準仕様書（9.1.5）に従い処理する。

6

再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は受注時において工事請負代金額が1億円以上の工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出することとし、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。

7

本工事はに産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。
なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。

8

配置する

9

職種別に可能なものについては、積極的に活用のこと。

10

調査範囲及び調査方法
工種別の特記による

11

補修方法
図示（図面番号： ） ・ ()

12

建築材料等

1

本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」(最新版)(以下「評価名簿」という。))と同等とする。品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先利用に努めること。

2

本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取扱業者から購入するよう努めること。

3

製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、三重県「環境物品等の調達方針」に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した証明書を、監督員に提出すること。

4

本工事に使用する木材は、品質が求められる水準以上であれば、「三重の木」利用推進協議会が認証する「三重の木」やあかね材認証機構が認証する「あかね材」の優先利用に努めること。

5

本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。

6

下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。
(認定製品の品名：)

7

下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。
認定製品の品名： ・ 間伐材製工事用バリエード ・ 間伐材工事用看板 ・ 間伐材標示板 ・ ()

13

化学物質の濃度測定
(1.6.9)

測定対象化学物質(●で示したものとする。)

適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン
	学校・教育施設	●	●	●	●	●	●
	住宅	●	●	●	●	●	
	その他	●	●	●	●	●	

測定対象室及び測定個所数 ・ 図示(図面番号：) ・ ()
測定方法(・ バッシプ法 ・ アクティブ法)
測定時期 ・ ()
報告書提出部数 2部

14

特別な材料の工法

改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。

15

騒音・振動の防止

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。

16

工事写真
(1.2.4)

営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部(平成31年版))に従い撮影すること。
なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について(平成29年3月1日付国土整第211号)」による。

17

完成図等
(1.8.2)

作成する (● 完成図 ● 保全に関する資料 ・ ())
完成図作成範囲(配置図、平面図、立面図、断面図、仕上表等)
完成図はCADにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)にかかる使用权は発注者に移譲するものとする。

18

完成写真

デジタルカメラで撮影し、全て1版相当サイズで印刷する。(A4版用紙に1ページあたり3枚) 2部
箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合には、監督員と協議すること。
・ アルバム(大きさ335mm×290mm程度、カラー) 2部

19

電子納品

工事写真は、「営繕工事に係る電子納品マニュアル(デジタル工事写真編)」等に基づき電子媒体も提出すること。
(提出部数 ・ 3部 ・ 部)
工事完成図書は、「営繕工事に係る電子納品マニュアル(工事完成図書編)」に基づき電子媒体も提出すること。
(提出部数 ・ 3部 ・ 部)

20

設備工事との取合い

施工範囲
・ 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強
・ 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強
・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
・ 駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び 操作スイッチ
施工図
● 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。

21

既存部分等への処置
(1.3.13)

工事施工に際し、既存部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。

22

事故の発生時

工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。
また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。

23

下請次数制限及び県内(管内)企業優先使用

本工事における下請の次数は、2次(建築一式工事は3次)までとする。なお、その次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方(2次以下の請負人を含む)を三重県内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者の中から選定するように努めること。また、工事場所を所管する建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請契約の相手方に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。

24

総合評価方式

本工事で提案不履行があった場合は、本工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。))で、資社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。

25

不当介入を受けた場合の措置

暴力団員等による不当介入(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号)を受けた場合の措置について
1) 受注者は暴力団員等(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
2) 1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

26

消防法関係の手続き

1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成
・ 本工事(・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事) ・ 別途工事
2) 防火対象物使用開始届出書
書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。

27

主任技術者又は監理技術者

1) 技術者要件
工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、本工事の入札公告で定める技術者要件を満たす者としなければならない。
2) 専任を要しない期間
(1) 現場施工に着手するまでの期間
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。
(2) 検査終了後の期間
検査完成后、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等ののみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

28

工事の一時中止

29

労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置

30

建築基準法に基づき定まる風圧及び積雪荷重

31

火災保険等

32

不正軽油の使用の禁止

33

技術検査

34

保全に関する資料

35

屋外広告物

36

社会保険等未加入対策

37

現場での安全確保(自主施工原則)

38

電子メールの活用

39

設計図書の照査

2

仮設工事

1

騒音・粉じん等の対策
(表2.1.3)

2

足場
(表2.1.1)
(表2.2.1)

3

既存部分の養生
(表2.3.1)

4

仮設間仕切り
(表2.3.2)
(表2.3.1)

5

監督員事務所
(表2.4.1)

6

監督員事務所の設備、備品等
(表2.4.1)(2)(7)

工事の一時中止の取り扱いについては「工事の一時中止のガイドライン」（平成29年7月 三重県県土整備部）による。

三重県建設工事請負契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、協議する。

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。

建築基準法に基づき定められた区分等

基準風速 $V=34$ m/s

地表面粗度区分（ⅡⅢ）

積雪区分（40）cm

名張市建設工事請負契約書の規定により、火災保険、建設工事保険又はその他の保険等に加入し、その加入証券等を提示しなければならない。

（1）保険の目的物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）

（2）保険の加入期間 工事着手後速やかに加入し、完成引渡しまでの間

（3）保険金額 原則として請負金額に相当する金額

1）一般事項

県工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。

2）調査の協力

受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。

3）是正措置

受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。

中間技術検査

実施回数 回

実施する段階（）

2部（）

屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告物の登録事業者であること。

適用除外でないにも関わらず、社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。

受注者は、施工体制台帳・帳下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。

設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じうえて、工事を実施すること。

「電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和元年7月」を適用する。

(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)

三重県公共工事共通仕様書第1編1章1-1-1-3 2 設計図書の照査に準じ照査を実施すること。また、照査の実施において、契約書第18条第1項1号から5号に該当する事実がない場合についても、その旨を監督員に報告すること。

なお、監督員の請求があった場合は、照査の実施が確認できる資料を提示すること。

・ 防音パネル 設置範囲 図示（図面番号：）

・ 防音シート 設置範囲 図示（図面番号：）

足場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の（2）手すり据置き方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。

外部足場 設置する（設置範囲 工事に必要な範囲 ） 設置しない

防護シート 設置する（設置範囲 工事に必要な範囲 ） 設置しない

内部足場 設置する（ ） 設置しない

材料、撤去材等の運搬方法

種別（A種 B種 C種 D種 E種）

C種：利用可能なエレベーター（）

D種：利用可能な階段（）

既存部分の養生 図示（図面番号：）

既存ブラインド・カーテンの養生

養生方法（）

保管場所 構内既存施設内

固定された備品、机、ロッカーの移動 行う 行わない

屋内の仮設間仕切り A種 B種 C種

合板 厚さ 9mm（）

せっこうボード 厚さ 9.5mm（）

合板又は石こうボードの塗装 行う 行わない

仮設箇所 図示（図面番号：）

仕様 合板張り木製扉（）

・ 構内建物内の一部を使用する。

・ 設置する

監督員事務所の規模(単位：㎡)

適用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度
------	------	------	------	------	-------

監督員事務所の仕上げ

部 位 等	仕 上 げ
床	合板張り又はビニール床シート張り
内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り
屋根	装着融融垂鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り

種類 机・いす 書棚 黒板・白板 掛時計 温度計

数量 組 台 個 個 個

種類 長靴 雨合羽 保護帽 懐中電灯 衣類ロッカー

数量 足 着 個 個 台

種類 消火器 掃除具 受注者加入電話 FAX 冷暖房機器 インターネット

数量 個 個 台 台 台

特 記	工事名			 1級建築士事務所 登録（三重1－1987号） 〒518-0775 三重県名張市希央台5番町109番地 TEL 0595-48-6066 FAX 0595-48-6067 E-mail h.a.t@tuba.ocn.ne.jp	承認			管理建築士	印
	名張中央公園トイレ 改修工事				  			1級 256630号 萱室 敦司	
	図名	縮尺	図面番号		図面提出日	2021/01/20			
	改修工事特記仕様書 1	—	A-01						

4外壁改修工事

4塗り仕上げ
(4.2.2)(10)
(表4.2.4(その1)
(その2))

種 類	呼び名	仕上げ形状	工法
薄付け仕上塗材	・ 外装薄塗材E	・ 砂壁状	吹付け
		・ ゆず肌状	こて
		・ 平たん状	ローラー
		・ 凹凸状	ローラー
厚付け仕上塗材	・ 外装厚塗材C	・ 砂壁状	吹付け
		・ ゆず肌状	こて
		・ 平たん状	ローラー
		・ 凹凸状	ローラー
複層仕上塗材	・ 複層塗材E ・ 複層塗材RE ・ 防水形複層塗材E ・ 防水形複層塗材RE	・ 吹放し	吹付け
		・ 凸部処理	吹付け
		・ 平たん状	こて
		・ 凹凸状	ローラー
可とう形改修用仕上塗材	・ 可とう形改修塗材E ・ 可とう形改修塗材RE ・ 可とう形改修塗材CE	・ 吹放し	吹付け
		・ 凸部処理	吹付け
		・ 平たん状	こて
		・ 凹凸状	ローラー

・ 外装厚塗材Cの上塗材がセメントスタッコ以外の場合
材所要量 (kg/m2)

・ マスチック塗材塗り ・ A種 ・ B種

複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の上塗材の種類

樹脂種類	溶媒種類	外 観
・ アクリル系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
・ シリカ系	・ 水系	・ 艶無
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
・ ポリウレタン系	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
・ アクリルシリコン系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
・ ふっ素系	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無

(注) 艶無及びメタリックは、可とう形複層塗材、防水形複層塗材、及び可とう形改修塗材には適用しない。

外壁用塗膜防水材の仕上げの形状及び工法

種類	仕上げの形状	工法
外壁用塗膜防水材	・ 凹凸状	・ 吹付け
	・ 凸部処理	
	・ ゆず肌状	・ ローラー
	・ さざ波状	

既存塗膜等の除去及び下地処理

工法	処理範囲
・ サンダー工法	
・ 高圧水洗工法	
・ 塗膜はく離剤工法	
・ 水洗い工法 (・ デッキブラシ ・ 高圧ポンプ)	

下地調整

・ C-1 ・ C-2 ・ CM-2 ・ E ・ ()

5建具改修工事

1改修工法
(5.1.3)

2防火戸
(5.1.4)

3見本の製作
(5.1.5)

4防犯建物部品
(5.1.7)

5ブラインドボックス等
(5.1.6)(3)

6アルミニウム製建具
(5.2.2)
(5.2.4)
(表5.2.1)
(表5.2.2)

・ かぶせ工法
・ カバー工法 ・ 持出し工法 ・ ノンシール工法

○ 撤去工法
・ はつり工法 ・ 引抜き工法

・ 例示仕様 ・ 個別認定 (認定番号:)
・ 自動閉鎖機構 ・ 図示 (図面番号:)

・ 製作する ・ 製作しない

・ 図示 (図面番号:)

・ 再使用する ・ 再使用しない

外部建具の性能等級等 ・ A種 ・ B種 ・ C種

○ 枠の見込み寸法 ・ 70mm ・ ()
・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級)
・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級)
・ 耐震ドアセット (等級)
・ 結露水の処理方法 ・ 図示 (図面番号:)

アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理の種類
・ 外部に面する建具 (過酷な環境の屋外)
・ BA-1 ・ BA-2 ・ ()
○ 外部に面する建具 (一般的な環境の屋外)
・ BB-1 ・ BB-2 ・ ()
・ 内部に面する建具
・ BC-1 ・ BC-2 ・ ()

7網戸
(5.2.3)(5)

8樹脂製建具
(5.3.2)~(5.3.5)
(表5.3.1)~
(表5.3.3)

9鋼製建具
(5.4.2)

(5.4.4)

10鋼製軽量建具
(5.5.2)
(5.5.5)
(5.2.2)(2)
(5.5.3)
(5.5.4)
(5.6.3)(1)
(5.2.3)(1)

11ステンレス製建具
(5.6.2)
(5.4.2)

(5.6.3)

(5.6.4)

(5.6.5)

12建具用金物
(5.7.2)

(5.7.4)

13自動ドア開閉装置
(5.8.2)

(5.8.3)
(表5.8.4)

(5.8.3)(7)

14自閉式上吊り引戸装置
(5.9.3)

15重量シャッター
(5.10.2)

(5.10.2)(3)
(表5.10.1)

(5.10.2)(6)
(5.10.3)

16軽量シャッター
(5.11.2)
(表5.11.1)
(5.11.4)

・ 可動式 ・ 固定式
防虫網の材質
・ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス(SUS316)製
網目
・ 16メッシュ ・ 18メッシュ

外部に面する樹脂製建具の性能等級等
・ A種 ・ B種 ・ C種

・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級)
・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級)
ガラス ・ 複層ガラス ・ ()
建具枠見込寸法 ・ 図示 (図面番号:)
水切り ・ 図示 (図面番号:)
ぜん板 ・ 図示 (図面番号:)
丁香 ・ 改修標準仕様書 (表5.7.3) による ・ 図示 (図面番号:)

鋼製建具の性能等級
・ 簡易気密性ドアセット
・ 外部に面する建具の耐風圧
・ S-4 ・ S-5 ・ S-6
・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級)
・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級)
・ 耐震ドアセット (等級)

鋼製軽量建具の性能等級
・ 簡易気密性ドアセット
・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級)
・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級)
・ 耐震ドアセット (等級)
H2400又はW950の建具
鋼板類の厚さ ・ 図示 (図面番号:)

表面仕上げ
・ 塗装
・ ビニル被覆鋼板
・ カラー鋼板
・ ステンレス鋼板 (・ HL ・ 鏡面)
・ ()

ステンレス製建具の性能等級
・ 簡易気密性ドアセット
・ 外部に面する建具の耐風圧
・ S-4 ・ S-5 ・ S-6
・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級)
・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級)
・ 耐震ドアセット (等級)

材料 ・ SUS304 ・ ()

表面仕上げ ・ HL仕上げ ・ ()

曲げ加工 ・ 普通曲げ ・ 角出し曲げ

金物の見え掛かり部等の材質等
○ 改修標準仕様書 (表5.7.1) による
・ 図示 (図面番号:)

マスターキー ・ 製作する ・ 製作しない
引選用鍵箱 ・ 必要 ・ 不要

駆動装置及び検出装置の性能値 (・ 多機能トイレ出入口)
・ 図示 (図面番号:)

引き戸用検出装置の種類
・ 図示 (図面番号:)

凍結防止措置 ・ あり ・ なし

自閉式上吊り引戸装置の性能値
・ 改修標準仕様書 (表5.9.1) による ・ ()

種類
・ 一般重量シャッター ・ 外壁用防火シャッター
・ 屋内用防火シャッター ・ 防煙シャッター

耐風圧強度 (Pa以上)

開閉機能
・ 上部電動式 (手動併用) ・ 上部手動式

一般重量シャッターのシャッターケース
・ 設ける ・ 設けない
・ めっき付着量 ・ Z12 ・ F12 ・ ()

開閉形式
・ 上部電動式 (手動併用) ・ 手動式

耐風圧強度 (Pa以上)

スラットの材質及び形状
・ インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形
・ めっき付着量 JIS G 3312 ・ Z06 ・ F06 ・ ()
JIS G 3322 ・ A290 ・ ()

17オーバーヘッドドア
(5.12.2)

18板ガラス
(5.13.2)(1)
(5.13.4)

19ガラス留め材
(5.13.2)(2)

20ガラス溝の寸法、形状等
(5.13.3)

21ガラスブロック積み
(5.13.5)

型式及び機構
セクション材料
・ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ

耐風圧強度 (Pa以上)

開閉方式
・ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式

収納形式
・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーチカル形

ガイドレール
・ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板

・ 図示 (図面番号:)

ガラス留め材
・ シーリング ・ ガスケット ()

・ 図示 (図面番号:)
○ 建具の製造所の仕様による

ガラスブロック積み
表面形状、寸法、厚さ ・ 図示 (図面番号:)
金属枠、補強材 ・ 図示 (図面番号:)

化粧カバー ・ 図示 (図面番号:)
工法 ・ 図示 (図面番号:)
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施行計画書として提出する。

6内装改修工事

1一般事項
(6.1.3)(2)

(6.1.3)(3)

(6.1.3)(5)

2既存床除去、下地補修
(6.2.2)(1)(7)

(6.2.2)(1)(4)

(6.2.2)(3)

3既存壁除去、下地補修
(6.3.2)

4木下地等
(6.5.1)(3)
(表6.5.1)
(表6.5.2)
(6.5.2)(1)(4)
(表6.5.3)

(6.5.2)(2)(7)

(6.5.2)(2)(4)
(6.5.2)(2)(7)
(表6.5.4)

(6.5.2)(3)(7)

既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲

改修部分	改 修 範 囲
・ 天井	・ 図示 (図面番号:)
・ 壁	・ 図示 (図面番号:)
・ 床	・ 図示 (図面番号:)

天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲
・ 図示 (図面番号:) ・ ()

天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修
・ 図示 (図面番号:) ・ ()

既存床仕上げ材の除去等
浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去
○ 行う ・ 行わない

合成樹脂塗り床材の除去等
・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法

改修後の床の清掃範囲
○ 施工範囲及び施工によって汚れが生じた範囲
・ ()

既存間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修工法
・ ()

表面仕上げ
機械加工 ・ A種 ・ B種 ・ C種
手加工 ・ H-A種 ・ H-B種 ・ H-C種

木材の含水率 (工事現場搬入時・質量比)

部材名称	種 別
下地材	・ A種 ・ B種
造作材	・ A種 ・ B種

製材

「製材の日本農林規格」による製材

部位	樹種・寸法・形状	等級	含水率	保存処理	材面の品質
下地用 針葉樹製材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()	・ ()	・ ()
造作用 針葉樹製材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()	・ ()	・ ()
広葉樹製材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()	・ ()	・ ()

「製材の日本農林規格」以外の製材
樹種、寸法、材面の品質、防虫処理、含水率 ・ 図示 (図面番号:)
造作材の材面の品質 ・ A種 ・ ()
樹種

部 位	樹 種	県 産 材

造作用集成材

「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

部 位	品 名 ・ 樹 種	見付け材面の寸法・品質・数	厚さ
造作用集成材	・ 図示 (図面番号:)	・ 図示 (図面番号:)	
化粧ばり造作用 集成材	・ 図示 (図面番号:)	・ 図示 (図面番号:)	・ ()
化粧ばり構造用 造作用集成柱	・ 図示 (図面番号:)		・ ()

特 記

工事名
名張中央公園トイレ 改修工事

図名
改修工事特記仕様書 3

縮尺
—

図面番号
A-03



白鳳アーキテック 株式会社

1級建築士事務所 登録 (三重1-1987号)
〒518-0775 三重県名張市希央台5番町109番地
TEL 0595-48-6066 FAX 0595-48-6067
E-mail h.a.t@tuba.on.ne.jp

承認
甲 乙 丙
図面提出日 2021/01/20

管理建築士
1級 256630号
萱室 敦司

印

6

内装改修工事

(6.5.2)(3)(4)

「集材材の日本農林規格」以外の製材
樹種、寸法、見付け材面の品質・図示（図面番号：）
含水率・15%以下・（）

(6.5.2)(4)(7)

造作用単板積層材
「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材
部位品名・寸法表面の品質防虫処理
造作用単板積層材・図示（図面番号：）・（）・（）

(6.5.2)(4)(4)

「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材
寸法、表面の品質、防虫処理・図示（図面番号：）
含水率・14%以下・（）

(6.5.2)(5)

「直交集成板の日本農林規格」による直交集成板
品名、曲げ強度、種別、接着性能、樹種及び寸法・図示（図面番号：）

(6.5.2)(6)

合板等
品名（品目）樹種名接着の程度等級板面の品質防虫処理等厚さ

(6.5.3)(1)

接合具等
造作材化粧面の釘打ち・隠し釘打ち・（）

(6.5.3)(2)

諸金物
形状、寸法及び材質・図示（図面番号：）

(6.5.5)(1)

防腐、防蟻処理
適用部位・図示（図面番号：）
保存処理性能区分（）
薬剤の塗布等の処理方法（）
附属書Aに基づく表面処理用木材保存剤・適用する（・薬剤の種類（）・適用部位（））
ボード原料接着剤への防腐・防蟻処理（）

(6.5.5)(2)

防虫処理
・図示（図面番号：）

5

軽量鉄骨天井下地
(表6.6.1)

(6.6.2)

野縁等の種類
・屋内・19形・（）
・屋外・25形・（）

(6.6.3)

形式及び寸法
・屋外・図示（図面番号：）
・耐震天井・図示（図面番号：）
・ふところ≧1.5m・改修標準仕様書(6.6.4)(8)・図示（図面番号：）

(6.6.4)

既存埋込みインサート
・使用する・使用しない（※使用する場合は、確認試験を行う）
既存埋込みインサート、あと施工アンカーの確認試験
・行う（図示（図面番号：））
・確認試験の箇所数（箇所）
・確認強度（）
耐震性・耐風圧性を考慮した補強
・図示（図面番号：）

6

軽量鉄骨壁下地
(表6.7.3)

(6.7.3)

スタッド、ランナー等の種類
・図示（図面番号：）

7

ビニル床シート、
ビニル床タイル
及びゴム床タイル張り

(6.8.2)

材料
・ビニル床シート【JIS A 5705（ビニル系床材）】
種類の記号色柄厚さ備考
FS無地・マーブル2.0mm
FS無地・マーブル2.0mmトイレ用

(6.8.2)(1)

(6.8.2)(2)

・ビニル床タイル【JIS A 5705（ビニル系床材）】
種類の記号色柄寸法厚さ備考
KT無地2.0mm

(6.8.2)(3)(7)(4)

・帯電防止床シート又は床タイル
種類性能寸法厚さ備考

(6.8.2)(3)(9)

・視覚障害者用床タイル
種類形状備考
ビニル床タイル300×300×7.0mm

(6.8.2)(3)(1)

(6.8.2)(3)(1)

・耐動荷重性床シート
種類厚さ備考

(6.8.2)(3)(4)(4)

・防滑性床シート又は床タイル
種類寸法厚さ備考

(6.8.2)(5)

・ゴム床タイル
種類色柄寸法厚さ備考

(6.8.3)(1)

工法
下地・モルタル塗り・セルフレベリング材塗り・木下地・その他（）

(6.8.3)(2)(9)

8

カーペット敷き
(表6.9.1)

(6.9.2)(2)

・タフテッドカーペット
バイルの形状バイル長(mm)帯電性工法品質の程度色柄
・カットバイル・人体帯電圧3KV以下・（）
・B種・糸糸・ループバイル・（）
・C種・（）・カット、ループ併用・（）
品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。（以下同様）

(6.9.2)(3)

・ニードルパンチカーペット
厚さ(mm)帯電性備考
・人体帯電圧3KV以下・（）

(6.9.2)(4)

・タイルカーペット
種類バイルの形状寸法(mm)総厚さ(mm)品質の程度
・カットバイル・500×500・6.5・（）
・ループバイル・（）

(6.9.2)(5)

下敷き材・第2種第2号、厚さ8mm・（）
見切り、押え金物・適用する（材質、種類及び形状・図示（図面番号：））

(6.9.3)(3)

織じゅうたんの接合方法
・ヒートボンド工法・（）

(6.9.3)(5)

タイルカーペットの敷き方
平場市松敷き・模様流し・（）
階段部分市松敷き・模様流し・（）

(6.10.3)(2)(a)

弾性ウレタン樹脂系塗床の仕上げ種類、工程
・平滑仕上げ・防滑仕上げ・つや消し仕上げ

(6.10.3)(2)(b)

エポキシ樹脂系塗床の仕上げ種類
・薄膜流しのべ仕上げ（・平滑・防滑）
・厚膜流しのべ仕上げ（・平滑・防滑）
・樹脂モルタル仕上げ（・平滑・防滑）
・薄膜型塗床仕上げ（・平滑）

(6.11.4)

・釘留め工法
材料種類樹種
・フローリングボード（根太張用）
・複合フローリング（根太張用）
・A種・B種・C種
・（）
防湿処理・図示（図面番号：）

(6.11.5)

・接着工法
材種樹種厚さ大きさ
・フローリングボード（直張用）
・フローリングブロック（直張用）
・複合フローリング（直張用）
・A種・B種・C種
・（）

(6.11.6)(3)

塗装
・ウレタン樹脂ワニス塗り（1液形、B種）
・オイルステイン塗りのうえワックス塗り
・生地のままワックス塗り
・（）

(6.12.2)

種類・A種・B種・C種・D種
・D種の畳床KTⅠ（・Ⅱ・Ⅲ・K・N）

12

せっこうボード、その他ボ
ード及び合板
張り

(6.13.2)

材種種類厚さ(mm)
・せっこうボード壁・9.5(準不燃)
・12.5(不燃)
天井・9.5(準不燃)
・12.5(不燃)

(6.13.3)

・化粧せっこうボード・トラバーチン模様・9.5(不燃)・9.5(準不燃)
・木目模様・9.5(不燃)・9.5(準不燃)
・普通・9(不燃)・(12)
・立体模様・9(不燃)・(不燃)
・けい酸カルシウム板・タイプⅡ0.8FK・(6)・(不燃)

(6.13.2)(8)

遮音シール材
・シーリング材・ジョイントコンパウンド

(6.13.3)(5)(9)

合板類の張付け
・A種・B種

(6.13.3)(7)(7)

せっこうボードの目地工法
・継目処理・突付け・目透し

13

壁紙張り
(表6.14.2)

(6.14.2)

施工箇所種類防火性能
・不燃・準不燃
・不燃・準不燃
・不燃・準不燃

14

モルタル塗り
(表6.15.3)

(6.15.3)

モルタル・現場調合材料・既調合材料
既製品地材・使用する（形状：）
床の目地・図示（図面番号：）
下地処理・壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mm超・図示（図面番号：）

(6.16.3)(2)

伸縮調整目地
位置・図示（図面番号：）

(6.16.3)(2)

試験張り・行う・行わない
見本焼き・行う・行わない
既調合モルタル・使用できる・使用できない

16

セルフレベリ
ング材塗り
(表6.17.3)

(6.17.3)

・せっこう系・セメント系
塗厚（10）mm

17

断熱材
(表6.19.2)

(6.19.2)

断熱材打込み工法
種類種類厚さ(mm)施工箇所
・ビーズ法ポリスチレンフォーム
・押出法ポリスチレンフォーム
・A種硬質ウレタンフォーム
・フェノールフォーム

(6.19.3)

断熱材現場発泡工法（吹付硬質ウレタンフォーム）
種類厚さ[mm]施工箇所
・A種1
・A種1H
・（）
・窓回り等の断熱材補修部分、ルーフトレンドリ回りの床版
下等、部分的に後張りとしなければならない箇所
・（）

7

塗装改修工事

1

材料
(表7.1.3)

(7.1.3)

・屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：）

2

下地調整
(表7.2.1)～
(表7.2.7)

(7.2.1)～
(表7.2.7)

既存塗膜の除去範囲（塗り替えてRⅡ種の場合）
・図示（図面番号：）

(7.2.1)～
(表7.2.7)

種類
下地種類ひび割れ部の補修
・木部・RA種・RB種・RC種
・鉄鋼面・RA種・RB種・RC種
・亜鉛めっき鋼面・RA種・RB種・RC種
・モルタル、プラスター面・RA種・RB種・RC種
・コンクリート、ALCパネル面・RA種・RB種・RC種
・コンクリート、押出成形セメント板面・RA種・RB種・RC種
・せっこうボード、その他ボード面・RA種・RB種・RC種

3

錆止め塗料塗り
(表7.3.1)～
(表7.3.4)

(7.3.1)～
(表7.3.4)

錆止め塗料種類
鉄鋼面・A種・B種
亜鉛めっき鋼面・A種・B種・C種
錆止め塗料塗り種類
鉄鋼面・A種・B種・C種
亜鉛めっき鋼面・A種・B種・C種

4

合成樹脂調合ペ
イント塗り(SOP)
(表7.4.3)～
(表7.4.5)

(7.4.3)～
(表7.4.5)

塗料種類・1種・（）
種類
下地種類
・木部・A種・B種・C種
・鉄鋼面・A種・B種・C種
・亜鉛めっき鋼面・A種・B種・C種

5

クリヤラッカー
塗り(DL)
(表7.5.1)

(7.5.1)

種類
木部・A種・B種

6

アクリル樹脂系
非水分散形塗料
(NAD)
(表7.7.1)

(7.7.1)

種類
・A種・B種

7

耐水性塗料塗り
(DP)
(表7.8.3)

(7.8.3)

上塗り等級
・1級（フッ素系）・2級（シリコン系）・3級（ポリウレタン系）
下地種類
鉄鋼面・A種・B種・C種
亜鉛めっき鋼面・A種・B種・C種
コンクリート面及び
押出成形セメント板面・A-1種・A-2種
・B-1種・B-2種
・C-1種・C-2種

特記

工事名

名張中央公園トイレ改修工事

図名

改修工事特記仕様書 4

縮尺

—

図面番号

A-04

HAKUHO

Architech

白鳳アーキテック株式会社

1級建築士事務所 登録（三重1-1987号）
〒518-0775 三重県名張市希央台5番町109番地
TEL 0595-48-6066 FAX 0595-48-6067
E-mail h.a.t@tuba.on.ne.jp

承認

1級 256630号
萱室 敦司

図面提出日

2021/01/20

管理建築士

印

8 の 5 耐 震 改 修 工 事 あ と 施 工 ア ン カ ー 工 事	(あと施工アンカー)	種類 ・ 金属系 セットの方式 ・ 本体打込み式 (・ 改良型 ・ 従来型) 径及び埋込み長さ ・ 図示 (図面番号:) 引張耐力 ・ 図示 (図面番号:) せん断耐力 ・ 図示 (図面番号:) 接合部の種類・径・長さ ・ 図示 (図面番号:) ・ 接着系 カプセル型回転 ・ 打撃式 ・ 有機系 ・ 無機系 径及び埋込み長さ ・ 図示 (図面番号:) 引張耐力 ・ 図示 (図面番号:) せん断耐力 ・ 図示 (図面番号:) アンカー筋の種類 ・ 図示 (図面番号:) アンカー筋の新設壁内への定着長さ ・ 図示 (図面番号:) あと施工アンカーの性能確認試験 ・ 行う ・ 行わない
	2 あと施工アンカーの施工 (8.12.4) (8.12.6) (8.12.7)	穿孔 埋込み配管等の探索の方法 ・ 鉄筋探知機(金属探知機)により検査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。 ・ はつり出しによる。 ・ () あと施工アンカーの施工確認試験 ・ 実施する ・ 実施しない 試験方法 ・ 引張試験による引張試験 ・ () 1ロットの単位 ・ 1日に施工されたものの径及び仕様ごと ・ () 試験の箇所数 ・ 1ロットに対し3本(無作為) ・ () 確認強度 ・ () (場所打ちコンクリート壁の増設工事)
3 シアコネクタ	場所打ちコンクリート壁の打増部に用いる既存部とのシアコネクタ 種類 ・ 金属系あと施工アンカーの異形差筋アンカー ・ 接着系あと施工アンカーの異形差筋アンカー 径[mm] ・ D10 長さ[mm] ・ 増打壁厚－40 ・ () 形込み深さ[mm] ・ 5d(d: シアコネクタの径)以上 ・ () 間隔[mm] ・ 500×500 シアコネクタとセパレーターの兼用 ・ 兼用してもよい ・ 兼用しない ・ ()	
8 の 6 耐 震 改 修 工 事 鉄 骨 工 事	1 鉄骨製作工場 (8.1.5)	㈱日本鉄骨評価センター又は㈱全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工事の性能評価基準」に定めるグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場 ・ J ・ R ・ M ・ H ・ S
2 鉄骨製作工場における 施工管理技術者 (8.1.6)	施工管理技術者(鉄骨製作管理技術者、鉄骨工事管理責任者等)の配置 ・ しない ・ する	
3 鋼材 (8.2.8)	種類・形状及び寸法 ・ 図示 (図面番号:)	
4 高力ボルト (8.2.9) (8.14.2) (8.14.7)	高力ボルトの適用 ・ トルシ形高力ボルト2種 (S10T) ・ JIS形高力ボルト2種 (F10T) ・ 熔融亜鉛めっき高力ボルト1種 (F8T相当) ねじの呼び ・ 図示 (図面番号:) すべり試験 ・ 行う (試験方法等 図示: 図面番号) JIS形・ナット回転法かつボルト長がねじの5倍を超える場合の回転量 ・ ()	
5 溶接材料 (8.2.10)	・ 改修標準仕様書(8.2.10)(1)(2)以外の溶接材料 材料及び使用箇所 ・ 図示 (図面番号:)	
6 仮組 (8.13.10)	仮組の実施 ・ 実施する () ・ 実施しない	
7 溶接作業を行う 技能資格者 (8.15.3)	溶接作業における技能資格者の技量付加試験 ・ 実施する () ・ 実施しない	
8 溶接の準備 (8.15.4)	開先の形状 ・ 図示 (図面番号:)	
9 溶接施工 (8.15.7)	鋼製エンドタブの切断 ・ 適用箇所 図示 (図面番号:) 切断面の仕上げ ・ () 鋼製エンドタブに代わるその他の工法 鋼製エンドタブに代わるその他の工法については、代替エンドタブ(セラミックタブ又はフラックスタブ)を用いたものとし、工法の採用にあたっては、以下の項目の両方とも満足することを条件とし、監督員の承認を受けること。 1. 相当数の代替エンドタブによる溶接を行ったことがある工場での製作であること。 2. 製作工場がJ、R、Mグレードの場合は、溶接技能者がNPO法人日本エンドタブ協会による面形タブに係るエンドタブ施工講習修了者(溶接技能者・A級以上)又はAW検定協議会による代替エンドタブ技量認定資格者とする。また、製作工場がH、Sグレードの場合は、溶接技能者がAW検定協議会による代替エンドタブ技量認定資格者とする。こと。 板厚が異なる場合の突合せ継手溶接部 ・ 低力高サイクル疲労を受ける部位 図示 (図面番号:) スカラー部の形状 ・ 図示 (図面番号:)	
10 溶接部の試験 (8.15.12)	溶接部の外観試験 ・ 試験方法 () ・ 確認方法 () 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 工場溶接の場合 ・ 全数試験とする ・ 公共建築工事標準仕様書(平成31年版)(7.6.12)(イ)による。 平均出検品質限界(AOQL) ・ 4.0% ・ 2.5% ・ () 検査水準 ・ 第6水準 ・ () ロットの構成 () 工事現場溶接の場合 ・ 全数試験とする ・ 公共建築工事標準仕様書(平成31年版)(7.6.12)(イ)による。 平均出検品質限界(AOQL) ・ 4.0% ・ ()	

1 1鉄骨の錆止め塗装
(8. 17. 2)
(8. 17. 4)

鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブの内面（鉄骨に溶接されたものに限る）
・ 改修標準仕様書(7.3.2)(表7.3.1)（ ）種
耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ・ 図示（図面番号： ）
・ 改修標準仕様書(7.3.2)(表7.3.1)（ ）種
耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ・ 図示（図面番号： ）

1 2耐火被覆材の種類及び性能
(8. 18. 2)
(8. 18. 3)

部位	種類	材料・工法	耐火性能

1 3ブレース設置
工事後の仕上げ
(8. 22. 9)

・ 図示（図面番号： ）

1 4スタッド
(8. 2. 11)

スタッドの種類 ・（ ）

8
の
7

耐震改修工事

グラウト工事

(グラウト工事)
1 モルタル及びグラウト材
(8. 2. 6)
(8. 2. 12)
(表8. 2. 5)
(表8. 2. 10)

構造体用モルタル
・ 改修標準仕様書(8.2.6)及び(8.2.12)による。

無収縮モルタル
・ 改修標準仕様書(8.2.12)(1)による
・（ ）

グラウト材
・ 改修標準仕様書(8.2.12)(2)による。

(現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事及び鉄骨ブレースの設置工事等)

増設の現場打ち鉄筋コンクリート壁と既存構造体との隙間の処置方法

部位	処理方法	備考
・ 増設壁の上部	・ グラウト材を注入 ・（ ）	・ 寸法は図示による
・（ ）	・（ ）	・（ ）

2 既存構造体との
取合部の処理方法
(8. 21. 9)
(8. 22. 7)

8
の
8

耐震改修工事

柱補強工事

(連続繊維補強工事)
1 連続繊維シート等による工法
(8. 24. 1)

連続繊維による補強、補修工法
・ (財)日本建築防災協会の評価を受けた工法とする。
・（ ）

2 連続繊維シート及び含浸接着樹脂等の材料
(8. 2. 13)

連続繊維の材料
・（ ）

工法
・（ ）

引張強度（含浸硬化後）
・（ ）

ヤング係数（含浸硬化後）
・（ ）

3 連続繊維シートの施工準備

仕上げモルタルの除去
・ 既存構造躯体面まで除去する
・ モルタル除去は行わない
・（ ）

既存モルタルの圧縮強度測定
・ 行う（ ）
・ 行わない

ひび割れ部の改修工法
・ 樹脂注入工法
・ Uカットシール材充填工法
・ シール工法

4 鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法
(8. 23. 6)

柱頭柱脚の隙間寸法
・ 図示（図面番号： ）

5 耐震補強後の仕上げ
(8. 23. 7)
(8. 24. 7)

・ 図示（図面番号： ）

6 炭素繊維シートの施工

炭素繊維の目付量
・ 図示（図面番号： ）
・ 200g/m2
・ 300g/m2
・（ ）

炭素繊維シートの巻き数
・ 図示（図面番号： ）
・ 1巻き
・ 2巻き
・（ ）

7 連続繊維補強材の強度試験
(8. 24. 6)

引張強度試験
・ 実施する（JIS A1191に準拠する）
試験数量（ ）
・ 実施しない

8の9耐震補強工事スリット新設工事スリット新設工事免震改修工事制振改修工事

(耐震スリット新設工事)

1スリットの種類(8.25.1)(8.25.2)

付着強度試験

- 実施する (JIS A6909に準拠する)
- 試験数量 ()
- 実施しない

耐震スリットの種類及び形状完全スリットの形状

	一般型	一面せん断型
記号		
形状	・ 図示 (図面番号:)	・ 図示 (図面番号:)
幅W (mm)	・ 図示 (図面番号:) ・ ()	・ 図示 (図面番号:) ・ ()
既存鉄筋の処理	・ 既存鉄筋はつり出し ・ 切断してよい ・ ()	・ 切断してよい ・ ()

部分スリットの形状

	片側スリット	両面スリット	
記号			
形状	・ 図示 (図面番号:)	・ 図示 (図面番号:)	
幅W (mm)	・ 図示 (図面番号:) ・ ()	・ 図示 (図面番号:) ・ ()	
目地の残存厚さ	・ 壁厚の1/2以下かつ70mm以下	・ 壁厚の1/2以下かつ70mm以下	
t.s (mm)	・ ()	・ ()	
既存鉄筋の処理	・ 存置する ・ 既存鉄筋はつり出し ・ 切断してよい ・ ()	・ 存置する ・ 切断してよい	

2スリットの施工

スリット部の配管等の調査

範囲

- スリット新設部に伴う鉄筋コンクリートの撤去範囲全て。
- 図示 (図面番号:)
- ()

方法

- 鉄筋探査機 (金属探知器) により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。

スリットの盛げ位置

壁上部部

壁の柱きわ部

壁下部部

梁との接合部

柱の仕上げを逃げたきわ部

床仕上げ上部

床体上部

()

()

()

撤去部の補修

図示 (図面番号:)

充填材

耐火材

使用箇所 ()

仕様 ()

遮音材

使用箇所 ()

仕様 ()

3免震・制振改修(8.26.1)～(8.27.9)

免震改修、制振改修に関する仕様は、図示する。

8の10その他工事

1土工事(8.28.2)(8.28.3)

既存杭の撤去

図示 (図面番号:)

埋戻し及び盛土の材料及び工法

A種

B種

C種

D種

建設発生土の処理

建設発生土は、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止及び生活環境の保全上支障が生じないよう、関係法令等に基づき適正に処理すること。

現場内利用できる

仮置き場所 ()

運搬距離 (Km)

現場内利用できない

受入地指定

受入地の条件

受入先、施工条件、特定条件等 (図面番号:)

運搬距離 (Km)

受入料金あり

受入料金なし

受入地未定につき別途協議する。

暫定運搬距離 (Km)

山留めの撤去

撤去 (鋼矢板等の抜き跡の処理

直ちに砂で充填する

()

存置

2地業工事(8.28.4)

杭の施工監理

杭工事特記仕様書による。

適用基準

本特記事項に個別に記載の適用基準に加え、以下の基準を適用する。

国土交通省告示第468号 「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」 (平成28年3月4日)

施工記録

受注者は、杭の施工期間中は、1週間ごとに、その週に施工した杭の施工記録を取りまとめ、翌週以内に監督員に、工事打合せ簿を添付したうえで提出し、確認を受けること。また電流値が記録されたチャート紙等の原本を合わせて提示し、必ず監督員の確認を受けること。

なお、取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法については、施工計画書に明記しておくこと。

根拠資料

共通仕様書、特記仕様書及びその他基準書等の定めにより作成した施工管理資料の根拠となる資料 (施工記録の原本、チャート紙、電子的な記録やプリントアウト紙等) は、受注者において全て適切に管理し、保管しなければならない。

保管期間は契約書第31条第4項又は第5項 (第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。) の規定による引渡しを受けた日から10年とする。

また、発注者から請求があった場合は、速やかにこれらを提出または提示しなければならない。

試験杭及び試験据

試験杭

位置、本数及び寸法は図示 (図面番号:) による。

試験据

位置、本数及び寸法は図示 (図面番号:) による。

杭の支持層

支持層の位置、土質、杭の根入れ長さ

図示 (図面番号:)

()

水平方向の位置ずれの精度

() mm以下

特 記	工事名			 1級建築士事務所 登録（三重1－1987号） 〒518-0775 三重県名張市希央台5番町109番地 TEL 0595-48-6066 FAX 0595-48-6067 E-mail h.a.t@tuba.ocn.ne.jp 白鳳アーキテック 株式会社	承認		管理建築士	印
	名張中央公園トイレ 改修工事				  	1級 256630号		
	図名				図面番号	図面提出日	2021/01/20	審査 敦司
	改修工事特記仕様書 6				縮尺 —	A-06		

環境配慮改修工事

杭の載荷試験
試験方法 ・ 鉛直載荷 ・ 水平載荷 ・ ()
試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による。
位置 ・ 図示(図面番号:) 載荷荷重 (kN)
報告書 ・ 提出部数 2部

地盤の載荷試験
試験方法 ・ 平板載荷 ・ ()
試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による。
位置 ・ 図示(図面番号:) 載荷荷重 (kN)
報告書 ・ 提出部数 2部

杭地業の工法、寸法
・ 図示(図面番号:)

杭頭処置
・ 行う ・ 行わない

砂利及び砂地業
範囲 ・ 図示(図面番号:) 厚さ(mm) ・ 60 ・ ()

捨てコンクリート地業
範囲 ・ 図示(図面番号:) 厚さ(mm) ・ 50 ・ ()

9
1
石綿含有建材の除去工事
(9.1.1)

施工調査
・ 石綿含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、石綿含有建材の使用について、目視、設計図書及び貸与資料等により書面調査及び現地調査し、監督職員に報告する。

調査範囲 ・ 図示(図面番号:) ・ ()
貸与資料 ()

・ 分析による石綿含有建材の調査
分析対象
アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トリモライト
分析方法
・ JIS A 1481-1(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第1部:市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法)による
・ JIS A 1481-2(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第2部:試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法)による
・ JIS A 1481-3(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第3部:アスベスト含有率のX線回折定量分析方法)による
・ JIS A 1481-4(建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第4部:質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法)による

材料名	定性分析	定量分析
	・ 箇所数()	・ 箇所数()
	・ 箇所数()	・ 箇所数()
	・ 箇所数()	・ 箇所数()
	・ 箇所数()	・ 箇所数()

サンプル数 1箇所あたり3サンプル
採取箇所 ・ 図示(図面番号:) ・ ()

・ 石綿粉じん濃度測定
測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)
・	測定 1	処理作業前	処理作業室内	計 点
・	測定 2		調査対象室外部の付近	計 点
・	測定 3	処理作業中	処理作業室内	計 点
・	測定 4		負圧・除じん装置の排気出口 以下	計 点
・	測定 5		処理作業室外(敷地境界)	計 点
・	測定 6	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	計 点
・	測定 7	処理作業後シート 撤去後1週間	処理作業室内	計 点
・	測定 8		調査対象室外部の付近	計 点

測定方法

	測定 3	測定 1,2,4,6,7,8	測定 5
メンブレンフィルタ直径(mm)	25	25	47
試料の吸引流量(L/min)	・ 1 ・ ()	・ 5 ・ ()	・ 10 ・ ()
試料の吸引時間(min)	・ 5 ・ ()	・ 120 ・ ()	・ 240 ・ ()

(9.1.3)

・ 石綿含有吹付け材の除去
除去対象範囲 ・ 図示(図面番号:)
除去工法 ・ 改修標準仕様書9.1.3(2) (7)による ・ ()
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止
・ 湿潤化
・ 固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融又は無害化による)

(9.1.4)

・ 石綿含有保温材等の除去
除去対象範囲 ・ 図示(図面番号:)
除去方法 ・ 改修標準仕様書9.1.4(1)による ・ ()
除去した石綿含有保温材等の処分
・ 埋立処分(管理型最終処分場) ・ 中間処理(溶融又は無害化による)

(9.1.5)

・ 石綿含有成形板の除去
除去対象範囲 ・ 図示(図面番号:)

石綿含有せっこうボードの処分
・ 埋立処分(管理型最終処分場)

石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板の処分
・ 埋立処分(安定型最終処分場) ・ 中間処理(溶融又は無害化による)

2
断熱アスファルト防水改修工事
(9.2.1)～
(9.2.3)

改修特記仕様書3章による

3
外断熱改修工事
(9.3.2)

断熱材

種類	厚さ[mm]
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	
・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (スキナシ)	
・ 硬質ウレタンフォーム断熱材	
・ フェノールフォーム断熱材	
・ ロックウール断熱材	
・ グラスウール断熱材	
・ ()	

施工箇所
・ 図示(図面番号:) ・ ()

外装材

種類	防火性能	備考
・		

(9.3.3) 既存外壁の措置
既存外壁仕上げ材の撤去 ・ あり ・ なし
下地の清掃 ・ 行う ・ 行わない
欠損部の改修工法 ・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法 ・ ()

(9.3.4) 工法
通気層の有無 ・ あり(mm) ・ なし
断熱材の施工 ・ 断熱材製造所の仕様による ・ ()
外装材の施工 ・ 外装材製造所の仕様による ・ ()
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・ 適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法)
・ 適用しない
不陸等の下地調整 ・ 行う

4
断熱・防露改修工事
(9.5.2)

・ 断熱材打込み工法

種類	厚さ[mm]
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	
・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (スキナシ)	
・ 硬質ウレタンフォーム断熱材	
・ フェノールフォーム断熱材	
・ ()	

施工箇所 ・ 図示(図面番号:) ・ ()

(9.5.3) ・ 断熱材現場発泡工法
断熱材の種類 ・ A種 1 ・ A種 1H ・ ()
厚さ(mm) ・ 25 ・ 30 ・ ()
施工箇所 ・ 図示(図面番号:)

・ 現場発泡断熱材
(品質・性能)
工事建築材料等品質性能表による
(試験方法)
工事建築材料等品質性能表による

(9.5.4)

・ 断熱材後張り工法

種類	せっこうボード等の張り付け	厚さ [mm]
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・ 有	・ 無
・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材	・ 有	・ 無
・ 硬質ウレタンフォーム断熱材	・ 有	・ 無
・ フェノールフォーム断熱材	・ 有	・ 無
・ ()	・ 有	・ 無

施工箇所 ・ 図示(図面番号:) ・ ()

5
屋上緑化改修工事
(9.6.1)
(9.6.2)
(9.6.3)

植栽基盤及び材料
屋上緑化軽量システム
・ 適用する ・ 適用しない
芝及び地被類の樹種並びに種類等 ・ 図示(図面番号:) ・ ()
見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ・ 図示(図面番号:) ・ ()

工法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・ 適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法)
・ 適用しない

かん水装置 ・ 設置する(種類 ・ ・)
既存保護層の撤去 ・ 行う ・ 行わない

6
透水性アスファルト舗装改修工事
(9.7.2)～
(9.7.7)
(9.7.9)

既存舗装の撤去及び再利用 ・ 図示(図面番号:) ・ ()

路床
路床の材料

種別	材料	厚さ[mm]
・ 盛土	・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 建設汚泥から再生した処理土	・ 図示(図面番号:) ・ ()
・ 凍上抑制層	・ 再生クラッシャーラン ・ クラッシャーラン ・ 切込み砂利 ・ 川砂、海砂又は良質な山砂 (7μmふるい通過量10%以下) ・ ()	・ 図示(図面番号:) ・ ()
・ フィルター層	・ 砂 ・ ()	・ 図示(図面番号:) ・ ()

路床安定処理
・ 添加材料による安定処理
種類 ・ 普通ポルトランドセメント ・ フライアッシュセメントB種
・ 生石灰(・特号 ・ 1号) ・ 消石灰(・特号 ・ 1号)
添加量 (kg/m2) (目標CBR ・ 5以上 ・)

・ ジオテキスタイル
単位面積質量 ・ 60g/m2以上 ・ ()
厚さ[mm] ・ 0.5～1.0 ・ ()
引張強さ ・ 98N/5cm (10kgf/5cm) 以上 ・ ()
透水係数 ・ 1.5×10⁻⁴～1cm/sec 以上 ・ ()

試験
路床土の支持力比(CBR)試験 ・ 行う ・ 行わない
路床締固め度の試験 ・ 行う ・ 行わない
現場CBR試験 ・ 行う ・ 行わない

路盤
路盤の構成及び厚さ ・ 図示(図面番号:) ・ ()
路盤材料
・ 再生材のクラッシャーラン
・ クラッシャーラン鉄鋼スラグ
・ 図示(図面番号:)
・ ()

試験
路盤締固め度の試験 ・ 行う ・ 行わない

舗装

材料	厚さ[mm]
ストレートアスファルト	・ 図示(図面番号:) ・ ()

試験
開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 ・ 行う ・ 行わない
舗装の平たん性 ・ 著しい不陸がないもの ・ ()

特記

工事名
名張中央公園トイレ 改修工事

図名
改修工事特記仕様書 7

縮尺
—

図面番号
A-07

HAKUHO

Architech

白鳳アーキテック 株式会社

1級建築士事務所 登録(三重1ー1987号)
〒518-0775 三重県名張市希央台5番町109番地
TEL 0595-48-6066 FAX 0595-48-6067
E-mail h.a.t@tuba.on.ne.jp

承認

1級 256630号
萱室 敦司

図面提出日
2021/01/20

管理建築士
印

I. 工事名称

名張中央公園トイレ改修工事

II. 工事概要

1 工事場所

三重県名張市夏見地内

2 工事内容

棟名称	棟名称	陸上競技場入口便所棟		
構造	構造	軽量鉄骨造		
建築面積	延べ面積	20.44㎡		
延べ面積	工事項目	解体工事		

棟名称

構造

建築面積

延べ面積

工事項目

棟名称	棟名称			
構造	構造			
建築面積	延べ面積			
延べ面積	工事項目			

III. 解体工事仕様

1 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書（平成30年7月改定版）」及び「建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修、平成24年版）」（以下、「解共仕」という。）による。

2 特記仕様

1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

2）特記事項は、○の付いたものを適用する。

3）項目欄に記載の（ ）内表示番号は解共仕の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項																		
① 一般 共通 事項	① 適用基準等	産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）及び「三重県建設副産物処理基準」に基づき適正に処理すること。																		
	② 発生材の処理等	(1. 3. 10) (4. 4. 1) (5. 4. 1) ○ 本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事等であって、その規模が、建設リサイクル法施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法<table border="1"><thead><tr><th>工程</th><th>作業の有無</th><th>分別解体等の方法</th></tr></thead><tbody><tr><td>建築設備・ 内装材等</td><td>○有 ・ 無</td><td>○手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>屋根ふき材</td><td>○有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ○手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>外装材・ 上部構造部分</td><td>○有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ○手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>基礎・ 基礎ぐい</td><td>○有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ○手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>その他 ()</td><td>○有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ○手作業、機械作業の併用</td></tr></tbody></table> 引き渡しを要するもの ○ 無 ・ 金属類 ・ PCB含有物 ・ () 特別管理産業廃棄物 ○ 有() 処理方法() 木材の縮減 ・ 実施する (最も近い再資源化施設までの距離が50Kmを超える場合に限る) 再資源化した現場で利用する建設廃棄物 ・ () 再資源化するもの ○ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ○ 建設発生木材 ・ 金属類 ・ 小形二次電池 ・ 蛍光ランプ及びH I ドランプ ・ 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 ・ ガラス	工程	作業の有無	分別解体等の方法	建築設備・ 内装材等	○有 ・ 無	○手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	屋根ふき材	○有 ・ 無	・ 手作業 ○手作業、機械作業の併用	外装材・ 上部構造部分	○有 ・ 無	・ 手作業 ○手作業、機械作業の併用	基礎・ 基礎ぐい	○有 ・ 無	・ 手作業 ○手作業、機械作業の併用	その他 ()	○有 ・ 無	・ 手作業 ○手作業、機械作業の併用
	工程	作業の有無	分別解体等の方法																	
	建築設備・ 内装材等	○有 ・ 無	○手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																	
	屋根ふき材	○有 ・ 無	・ 手作業 ○手作業、機械作業の併用																	
	外装材・ 上部構造部分	○有 ・ 無	・ 手作業 ○手作業、機械作業の併用																	
基礎・ 基礎ぐい	○有 ・ 無	・ 手作業 ○手作業、機械作業の併用																		
その他 ()	○有 ・ 無	・ 手作業 ○手作業、機械作業の併用																		

❸ 建設副産物情報交換システムの利用

受注者は受注時において延べ面積が80㎡以上の解体工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出すること。
また、工事着手前にJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。

4 三重県産業廃棄物税

本工程には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の４月１日から８月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書添付して、当該工事の発注者に対して、支払請求を行うことができる。
なお、この期間を超えて請求することはできない。
また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。

❺ 工事実績情報の登録

(1. 1. 4)

○ 適用する（請負金額が500万円以上の場合）
受注時、変更時及び完了時にあらかじめ監督職員の確認を受け、登録手続きを行い、工事カルテを受領書を、監督員に提出すること。

6 電気保安技術者

(1. 3. 3)

・ 適用する

㉚ 疑義

設計図書に明記のない場合、または、疑義が生じた場合は、監督員と協議し、その指示を受けてから施工すること。

❽ 施工条件

(1. 3. 5)

○ 監督員と協議し決定する。
施工可能日 ・ 指定なし ・ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり
施工可能時間帯 ・ 指定なし ・ 時 ～ 時
部位別の施工順序 ・ 指定なし ・ （ ）
工事車両の駐車場 ・ 指定なし ・ 図示（図面番号： ）
資機材置場 ・ 指定なし ・ 図示（図面番号： ）

9 施工数量調査

(1. 4. 2)

調査範囲 ・ 指定なし ・ 図示（図面番号： ）
調査方法 ・ 指定なし ・ 図示（図面番号： ）

10 部分引渡し、部分使用

・ 部分引き渡しあり ・ 部分使用あり
指定部分（ ）
時期（平成 年 月 日～ ）

11 埋蔵文化財調査

埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。
・ 発掘調査等の実施あり
・ 発見された場合、発掘調査等の実施あり

❿ 官公庁手続

工事に必要な手続きは受注者が速やかに処理し、この手続きに関する諸費用は受注者負担とする。

⓫ 危険災害の防止

1) 工事期間中、現場内入場者、近隣居住者および周辺建物に危害を与えぬよう注意すること。万一、紛争が生じた場合は、受注者が誠意をもって解決すること。
なお、近隣等との折衝は、あらかじめその概要を監督員に報告し、その経過については記録し、遅滞なく監督員に報告する。
2) 重機搬出入時、発生材搬出時、仮設材搬出入時には、交通安全のための誘導員を設置すること。

Ⓐ 騒音・振動の防止

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された建設機械の使用に努めること。

Ⓑ 工事進入路

重機搬出入、産業廃棄物搬出経路については事前に施工計画書を提出し、監督員の承認を得ること。また、工事現場から搬出入する土砂により工事用進入路を汚した場合、速やかに清掃を行うこと。

Ⓓ 工事写真

1) 着工前：解体建物・敷地周辺・付近道路・工作物の撮影を行うこと。
2) 工事中：随時撮影を行うほか、監督員の指示による。

Ⓕ 完成写真

1) デジタルカメラで撮影し、全てＬ版相当サイズで印刷する。（Ａ４版用紙に１ページあたり３枚）
2) 全景写真のほか、監督員の指示による。

❷ 事故が発生時

工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により、工事事故報告書を監督員が指示する期日まで、提出すること。
また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。

❱ 提出書類

❷ 産業廃棄物

施工計画書、仮設計画書、工事写真、工事日報、その他監督員の指示するものとする。
施工計画書には、工事現場から産業廃棄物処理場までの運搬経路、産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者の許可証の写し、収集運搬車両等一覧表、その他監督員の指示するものを添付すること。

21 下請次数制限及び県内（管内）企業優先使用

本工程における下請の次数は、２次（建築一式工事は３次）までとする。なお、その回数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
本工程において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（２次以下の請負人を含む）を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するように努めること。また、工事場所を所管する建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者を優先して選定しよう努めること。なお、県外企業を下請契約の相手方に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。

22 不当介入を受けた場合の措置

暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第２条第１項第14号）を受けた場合の措置について
(1) 受注者は、暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第２条第１項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不ともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査に必要な協力を行うこと。
(2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査に必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
(3) 受注者は、暴力団員等により不当介入を受けたことから、工程が遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

❼ 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

1) 現場施工に着手するまでの期間
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。
2) 検査終了後の期間
検査完成后、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

24 工事の一時中止

工事の一時中止の取り扱いについては「工事の一時中止のガイドライン（案）」（平成27年6月国土交通省）による。
三重県建設工事契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
工事の施工を一時的中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

❾ 不正軽油の使用の禁止

1) 一般事項
県工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。
2) 調査の協力
受注者は、県が発給燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に参加できるよう管理及び監督しなければならない。
3) 是正措置
受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかには是正措置を講じなければならない。また、受注者は、下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じよう管理及び監督しなければならない。

❳ 地下埋設物の確認

中間検査又は完成検査において、地下埋設物の確認を受けること。
確認時期は、監督員と協議し決定する。

27 技術検査

(1. 6. 2)

中間技術検査
実施回数 ・ ()回
実施する段階 ・ ()
実施方法等については、監督員の指示による。

特記

工事名

名張中央公園トイレ改修工事

図名

解体工事特記仕様書 1

縮尺

—

図面番号

A-08

HAKUHO Architech</

章

項目

特記事項

①

一般共通事項

㊸

社会保険等未入対策

適用除外でないにも関わらず、社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。
受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

29

主任技術者の専任及び交通誘導警備員の緩和について

「主任技術者等の緩和措置について（平成29年12月26日付け県土第28-86号）」を適用する。

㊹

現場での安全確保（自主施工の原則）

受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。
設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。

②

仮設工事

①

仮設トイレ

構内既存の施設 ㊦ 利用できる ・ 利用できない

②

仮囲い

位置 ㊦ 図示（図面番号：A- 、A- ） ・ その他（ ）
仕様 ㊦ 図示（図面番号：A- 、A- ）
・ 成形鋼板H=3000 ・ 成形鋼板H=2000 ㊦ その他（ガードフェンス）

3

監督員事務所
(2.3.1)

・ 設置する。
監督員事務所の規模（単位：㎡）

適用					
規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度

監督職員事務所の仕上げ

部 位 等	仕 上 げ
床	合板張り又はビニール床シート張り
内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り
屋根	溶融亜鉛めっき鋼板又は鉄板張り、調合ペイント塗り

備品等の設置

種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計
数量	組	台	個	個	個
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー
数量	足	着	個	個	台
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話・FAX	インターネット	冷暖房機器
数量	個	個	台	台	台

④

工事用水

構内既存の施設
㊦ 利用できる（㊦ 有償 ・ 無償） ・ 利用できない
取出位置 ・ 図示（図面番号： ）

⑤

工事用電力

構内既存の施設
㊦ 利用できる（㊦ 有償 ・ 無償） ・ 利用できない
本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から、工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。

⑥

騒音・粉じん等の対策
(2.2.1)

㊦ 設ける ・ 防音パネル ㊦ 防音シート ・ 養生シート
適用範囲、高さ等 図示（図面番号： ）
・ 設けない

⑦

仮設鉄板敷

㊦ 工事用進入路の養生として、鉄板（t=22）を敷き、養生を行うこと。
位置 ・ 図示（図面番号： ）

⑧

使用重機

「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に基づき指定された建設機械の使用に努めること。

⑨

散水養生

解体作業時には粉塵等の飛散を防ぐため、散水養生を行うこと。

⑩

足場

設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組み立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

	⑪ 損傷を与えた 場合の対応	解体工事により解体建築物以外の建築物や舗装、樹等に損傷を与えた場合には、監督員に報告するとともに、受注者の責任において原形復旧を行うこと。										
解体 施工	③ ① 浄化槽、排水槽等 (3.2.1) 2 杭の撤去 (3.9.2) ③ 樹木等 (3.11.1) ④ 地下埋設物及び 埋設配管 (3.12.1) ⑤ 解体撤去後 の整地 (3.13.1)	汚水、汚物の回収、洗浄、消毒等 ・ 行う ○ 行わない 杭の撤去 ・ 行う ・ 行わない 解体方法 ・ 引抜き工法 (・ 振動 ・ ケーシング ・ ()) ・ 破碎 ・ 図示 (図面番号:) 引き抜いた杭の処理 ・ 図示 (図面番号:) 樹木の伐採抜根及び移植 ○ 行う 図示 (図面番号:) ・ 行わない 地下埋設物及び埋設配管の解体 ○ 行う 図示 (図面番号:) ・ 行わない ・ 砕石 (0-40)にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。 ○山砂により埋戻後、再生クラッシュラン (RC-40)にて周辺地盤面まで敷均しすること。 ・ 山砂にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。										
	建設 廃棄物の 処理	④ 1 産業廃棄物 広域認定制度 (4.4.2) ② 最終処分 (4.4.4) ③ 処理に注意を 要する建設廃棄物 (4.5.1) ④ 水銀使用製品産 業廃棄物 5 水銀含有ばいじ ん等	特例による広域の処理 ・ 図示 (図面番号:) 最終処分する廃棄物 ・ () 最終処分場 ・ () <table><tr><th>建設廃棄物の種類</th><th>処理方法</th></tr><tr><td>・ C C A 処理木材</td><td></td></tr><tr><td>・ (1) アスベスト含有石膏ボード</td><td></td></tr><tr><td>・ (2) 石膏、カドミウム含有 石膏ボード</td><td></td></tr><tr><td>・ (1) (2) 以外の石膏ボード</td><td>・ 埋立処分 (管理型最終処分場) ・ 再資源化</td></tr></table> ○ 蛍光灯 ・ H I D ランプ ・ () 「水銀廃棄物ガイドライン」 (平成29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部) に基づき適切に処理すること。 ・ 燃え殻 ・ 銻さい ・ ばいじん ・ 汚泥 ・ 廃酸 ・ 廃アルカリ 「水銀廃棄物ガイドライン」 (平成29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部) に基づき適切に処理すること。	建設廃棄物の種類	処理方法	・ C C A 処理木材		・ (1) アスベスト含有石膏ボード		・ (2) 石膏、カドミウム含有 石膏ボード		・ (1) (2) 以外の石膏ボード
建設廃棄物の種類	処理方法											
・ C C A 処理木材												
・ (1) アスベスト含有石膏ボード												
・ (2) 石膏、カドミウム含有 石膏ボード												
・ (1) (2) 以外の石膏ボード	・ 埋立処分 (管理型最終処分場) ・ 再資源化											
特別 管理 産業 廃棄物の 処理	⑤ 1 施工調査 (5.1.2) ② PCBを含む機器類 (5.4.3) (5.4.4) 3 廃油、廃酸、 廃アルカリ の処理の有無 (5.4.5) (5.4.6)	特別管理産業廃棄物の分析調査 ・ 行う 調査範囲 図示 (図面番号:) ・ 行わない 微量 P C B、P C B 含有シーリング材の有無確認 ○ 行う 調査範囲 図示 (図面番号:) ・ 行わない ・ 廃油 適用箇所 図示 (図面番号:) ・ 廃酸 適用箇所 図示 (図面番号:) ・ 廃アルカリ 適用箇所 図示 (図面番号:)										

4

ダイオキシン類
(5.4.7)

5

水銀を含む特別
管理産業廃棄物

6

廃水銀等

サンプリング調査

・ 行う 調査範囲 図示（図面番号： ）

・ 行わない

解体方法及び処分方法

・ （ ）

・ 図示（図面番号： ）

・ 鉱さい

・ ばいじん

・ 汚泥

・ 廃酸

・ 廃アルカリ

「水銀廃棄物ガイドライン」（平成29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき適切に処理すること。

・ 廃水銀（特定施設において生じたもの）

・ 廃水銀化合物

・ 廃水銀（水銀使用製品が産業廃棄物となったもの等から回収したもの）

「水銀廃棄物ガイドライン」（平成29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき適切に処理すること。

⑥

アスベスト含有建材の除去及び処理

① 適用範囲
(6.1.1)

② 施工調査
(6.1.2)

3 アスベスト
粉じん濃度測定
(6.1.3)

4 アスベスト含有
吹付け材の
除去・処分
(6.3.2)
(6.3.3)

5 アスベスト
含有保温材等
(6.4.4)

⑥ アスベスト
含有成形板
(6.5.3)

7 アスベスト
含有仕上塗材

建築設備に使用されているアスベスト含有材の処理

○ 行う 適用箇所 図示（図面番号： ）

・ 行わない

分析によるアスベスト含有の調査

・ 行う 調査範囲 図示（図面番号： ）

○ 行わない

アスベスト粉じん濃度の測定時期、測定場所及び測定点数

測定時期	測定場所	測定点数	備考
処理作業中			
処理作業後			

除去工法

・ 共通仕様書[6.3.2](a)

・ 図示（図面番号： ）

除去したアスベスト含有吹付け材等の飛散防止措置

・ 固化

・ 湿潤化

除去したアスベスト含有吹付け材等の処分

・ 埋立処分（管理型最終処分場）

・ 中間処理（溶融又は無害化処理）

除去したアスベスト含有保温材等の処分

・ 埋立処分（管理型最終処分場）

・ 中間処理（溶融又は無害化処理）

処分方法（石綿含有せっこうボードを除く）

○ 埋立処分（管理型最終処分場）

・ 中間処理（溶融又は無害化処理）

除去工法

・ 図示（図面番号： ）

除去したアスベスト含有仕上塗材等の処分

・ 埋立処分（管理型最終処分場）

・ 中間処理（溶融又は無害化処理）

※「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」（平成29年5月30日付け 環水大発第1705301号）及び「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」（平成28年4月28日 国立研究開発法人建築研究所）に基づき適切に処理すること。

7

特殊な建設副産物の処理

1 施工調査
(7.1.3)

2 特殊な建設副産物
(7.3.1)

分析調査

・ 行う 調査範囲 図示（図面番号： ）

・ 行わない

特殊な建設副産物の種類等

種類	適用箇所	回収及び処分
・ フロン		・ （ ）
・ ハロン		・ （ ）
		・ （ ）

特 記	工事名 名張中央公園トイレ 改修工事			 1級建築士事務所 登録（三重1－1987号） 〒518-0775 三重県名張市希央台5番町109番地 TEL 0595-48-6066 FAX 0595-48-6067 E-mail h.a.t@tuba.ocn.ne.jp 白鳳アーキテック 株式会社	承 認			管理建築士	印
	図名 解体工事特記仕様書 2				図面番号 A-09	  	1級 256630号	萱室 敦司	
						図面提出日 2021 / 01 / 20			



特 記	工事名 名張中央公園トイレ 改修工事			 1級建築士事務所 登録（三重1-1987号） 〒518-0775 三重県名張市希央台5番町109番地 TEL 0595-48-6066 FAX 0595-48-6067 E-mail h.a.t@tuba.ocn.ne.jp	承 認		管 理 建 築 士	印	
	図名 位 置 図				縮尺 A2：1／2500 A3：1／3521	図面番号 A－10			1級 256630号
							図面提出日 2021／01／20		審査 敦司

